

令和7年度「JA香川県就農奨学金」 募集要項

1. 目的

香川県における担い手の状況は、新規就農者数は近年、年間150名前後で推移しているものの、令和2年の農業従事者数は3.7万人となっており、平成27年に比べて約26%減少しています。また、65歳未満の基幹的農業従事者数も平成27年に比べて約40%減少するなど、農業従事者の減少・高齢化が進んでいます。これに伴って、耕作放棄地は営農条件の悪い中山間地や島しょ部のみならず、比較的営農条件に恵まれた平坦部でも増加しており、今後も農地の遊休化がさらに進めば、食料供給力の低下はもとより、害虫などの発生源となるなど、営農や生活環境にも悪影響を与え、さらには農業・農村の有する多面的機能の低下も懸念されています。

JA香川県では、新規就農支援の取組みのひとつとして「JA香川県就農奨学金」制度を創設し、新規就農をめざして専修学校や大学等の教育機関で就学する方を対象に奨学金を給付することで、地域農業の次世代の担い手を確保し、持続可能な農業の実現に向けて取り組んでいます。

2. 奨学金概要

- (1) 給付金額：年額60万円
- (2) 給付対象期間：令和7年4月から最長4年
- (3) 給付方法：原則として、上期分（4～9月）と下期分（10～3月）に分けて30万円をそれぞれ5月末および10月末までに、本人名義の指定口座へ振込みにて給付
ただし、初回は、採用決定後に給付予定

3. 応募資格

下記の要件をすべて満たす方

- ・就農に向けて、教育機関（専修学校（専門課程）、大学・大学院（学部は問わない））において就学予定、もしくは就学中の新規就農予定者
- ・就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、香川県内において就農することについて強い意欲を持つ方

4. 募集概要

- (1) 募集期間：令和7年1月10日（金）～令和7年3月10日（月）午後5時
- (2) 募集人数：5名程度

5. 応募方法

(1) 事前面談

応募にあたって、事前面談（「JA香川県就農奨学金」制度の説明等）を実施しますので、下記の「13. お問い合わせ先」までご連絡ください。

(2) 書類審査

下記の申請書類を、「JA香川県就農奨学金」事務局へ持参、もしくは郵送してください。郵送の場合の書類到着に関するお問合せには対応いたしかねますので、到着確認は、レターパック等の追跡サービスをご利用ください。

① 様式1「就学計画」

② 様式1の別添1「就学実施計画」

③ 様式1の別添2「誓約書兼保証書」

④ 様式1の別添3「履歴書」

⑤ 様式1の別添4「確約書」

⑥ 様式1の別添5「調査同意書」

⑦ 様式1の別添6「個人情報の取り扱いについて（個人情報取扱同意書）」

※申請書類の作成・送付時の注意事項

- ・申請書類に不備があった場合は、いかなる理由であれ受理いたしません。
- ・お送りいただいた書類は、返却いたしません。

6. 申請書類の提出先

〒761-8084 香川県高松市一宮町1431番地1

香川県農業協同組合 営農部 営農振興課 宛

TEL 087-818-4140

7. 面接

J A香川県の審査委員により面接を行います。面接の日時および場所等については、別途、応募者本人に通知します。

面接の審査結果（採否）は、審査が終了次第、応募者本人に通知します。

8. 採用者の手続き

奨学金の給付対象となった方は、「J A香川県就農奨学金」事務局からの案内に従って、給付申請等の手続きを行っていただきます。

9. 受給者の義務

(1) 就学中の奨学金受給者は、下記に定める義務を履行する必要があります。

- ① J A香川県が定める様式により、就学状況報告を期日（毎年度4月末）までに行うこと
- ② 下記の場合に該当したときは、所定の方法により「J A香川県就農奨学金」事務局へ届け出ること
 - ・休学するとき
 - ・復学するとき
 - ・奨学金受給を辞退するとき
 - ・「J A香川県就農奨学金」事務局へ報告した情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

(2) 就学終了後の奨学金受給者は、下記に定める義務を履行する必要があります。

- ① 就学終了後1年以内に、就農すること
- ② J A香川県が定める様式により、就農報告を期日（就農後1か月以内）までに行うこと
- ③ 就農を5年間継続すること
- ④ J A香川県が定める様式により、就農状況報告を期日（毎年度4月末および10月末）までに就学終了後6年間行うこと
- ⑤ 就学終了後6年間、下記の場合に該当したときは、所定の方法により「J A香川県就農奨学金」事務局へ届け出ること
 - ・「J A香川県就農奨学金」事務局へ報告した情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス）に変更があったとき

10. 奨学金の停止

下記の事由に該当するときは、奨学金の給付を停止します。

- ・教育機関を途中で退学したとき
- ・教育機関を途中で休学したとき
- ・「9. 受給者の義務（1）①」の提出義務を果たさなかったとき
- ・就学状況の確認により、就農に向けた知識・技能等の習得状況が十分でないと J A 香川県が判断したとき

11. 奨学金の返還

下記の事由に該当するときは、給付済の奨学金を一括返還していただきます。ただし、J A 香川県に入組した場合または病気や災害等のやむを得ない事情として J A 香川県が認めた場合は奨学金の一部または全部の返還が免除されます。

- ・奨学金の給付基準を満たさなくなったとき
- ・教育機関を休学・退学したとき
- ・就学中および就農後において必要な各種申請・報告を行わなかったとき
- ・その他、適切な学習を行っていない（留年した場合、技能を習得する努力をしていない場合等）と J A 香川県が判断したとき
- ・原則として、就学終了後 1 年以内に就農しないとき、もしくは就農後 5 年を経たずに離農したとき

12. 個人情報の取扱いについて

応募の際に提出いただく個人情報は、J A 香川県の個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に基づいて適切に管理し、奨学金受給者の募集、選考、採用および「J A 香川県就農奨学金」制度を運用するために必要となる業務以外には使用いたしません。

13. お問い合わせ先

〒761-8084 香川県高松市一宮町1431番地1
香川県農業協同組合 営農部 営農振興課
TEL 087-818-4140